

熱海市宿泊税に係る Q & A

令和6年6月

静岡県熱海市

目次

1 宿泊税について

- Q1. 宿泊税とはどのような税金ですか。 1
- Q2. 宿泊税の税率はいくらですか。 1
- Q3. 税率が変更されることはありますか。 1

2 宿泊について

- Q1. 宿泊の定義を教えてください。 2
- Q2. 課税対象とならない宿泊はありますか。 2
- Q3. 宿泊日とはいつのことですか。 2
- Q4. 事前に宿泊契約をしたうえで、午前0時を超えてからチェックインした場合（宿泊者の到着が遅れたことによりチェックインした日が予定日の翌日になった場合）は課税対象ですか。 2
- Q5. 客室を日帰りで利用する（いわゆるデイクース）の場合は課税対象ですか。 2
- Q6. 休憩その他これに類する利用に係る契約の場合は課税対象ですか。 3
- Q7. ウィークリーマンション等の場合は課税対象ですか。 3
- Q8. 自社向けの研修施設ですが、宿泊税は課税されるのですか。一般にも貸出をしているため、旅館業の許可を取っています。 3
- Q9. 市外から宿泊される方々はビジネス客であっても観光施設を見ることはあるかもしれませんが、地元の人が宿泊する場合もあります。その点については、どのようにお考えですか。 3
- Q10. 農村民泊を行っており、地域活性化のために旅館業法の許可を受けて、宿泊体験料ということで、宿泊者から宿泊料金を取ってる場合でも、課税対象ですか。 3
- Q11. 保護犬の世話をする非営利団体ですが、犬連れの宿泊施設を併設しており、宿泊者には、保護経費の賛同金として説明し、低廉な宿泊料を支払ってもらっていますが、課税対象ですか。 3
- Q12. 会計システム上、1人で利用しても、領収書には一律2人と記載されるようになっていますが、どうしたらよいですか。 4
- Q13. ハウスユース（自分の会社の社員（スタッフ）若しくは会社自らが業務上、客室を利用すること又はその客室のこと）の場合は課税対象ですか。 4
- Q14. 従業員が業務のために宿泊した場合（金銭の授受はなし）は課税対象ですか。 4
- Q15. グループ法人の従業員が業務のために宿泊した場合（金銭の授受はあり）は課税対象ですか。 4
- Q16. 公営施設の場合又は宿泊施設が宿泊料金を免除している場合は課税対象ですか。 4
- Q17. 生活困窮者が利用する無料低額宿泊所の場合は課税対象ですか。 4

Q 18.	ホテル内のプール又はレストラン等の施設のみを利用する場合は課税対象ですか。	4
Q 19.	事務所として客室を利用する場合は課税対象ですか。	4
Q 20.	団体宿泊に伴い会議室を客室として提供する場合は課税対象ですか。	5
Q 21.	長期滞在（2～3か月）の場合も課税対象ですか。この場合、宅建業法に基づいて、短期賃貸借契約（30日以上の場合可能）とした場合はどうなりますか。	5

3 宿泊料金について

Q 1.	補助金・助成金（第三者からの支払）があった場合における宿泊料金の取扱いを教えてください。	6
Q 2.	全国旅行支援等の補助金により宿泊料金の割引を行った場合の取扱いを教えてください。	6
Q 3.	親会社の株主優待により宿泊料金が割引となるものの、同額が親会社から宿泊料金として補填される場合の取扱いを教えてください。	6
Q 4.	連泊割引における宿泊料金の取扱いを教えてください。	6
Q 5.	長期滞在の場合、例えば5泊したら1泊無料キャンペーンの場合の税額はどうなりますか。	6
Q 6.	実際の宿泊を伴わない場合における宿泊料金の取扱いを教えてください。	7
Q 7.	延長等があった場合における宿泊料金の取扱いを教えてください。	7
Q 8.	サブスクリプション方式の宿泊料金の取扱いを教えてください。	7
Q 9.	複数人で予約し、宿泊税を事前に領収していましたが、実際の宿泊人数が減少した場合は宿泊税を返金してもよろしいですか。	7
Q 10.	宿泊料としてではなく、施設使用料又は入館料として料金を徴収している場合は課税対象となりますか。	7
Q 11.	旅行クーポンを発券する際の宿泊税の取扱いを教えてください。	7
Q 12.	旅行会社の添乗員の宿泊料金が規約により無料となる場合は課税されますか。	8
Q 13.	ペットの宿泊の場合の取扱いを教えてください。	8

4 課税免除について

Q 1.	修学旅行等で課税免除となるのは、どのような人ですか。	9
Q 2.	修学旅行の事前準備（下見）は、課税免除となりますか。	9
Q 3.	その他の学校行事とはどのようなものですか。	9
Q 4.	12歳未満の者の確認方法を教えてください。	9
Q 5.	大学のゼミ合宿の利用による宿泊は、課税免除となりますか。	10

5 徴収方法について

Q 1.	宿泊税の徴収方法を教えてください。	11
Q 2.	ネット予約、無人化施設等での徴収方法を教えてください。	11

- Q3. キャッシュレス手数料は宿泊事業者が負担しなければいけませんか。 11
- Q4. 宿泊者が宿泊税を支払わない場合はどのように対処すればよろしいですか。 11
- Q5. 旅行業者は宿泊時の特別徴収義務者となっておりますが、お客様から宿泊税相当分の金額を預かることに問題はありますか。 11
- Q6. 宿泊税のことを知らない外国人等が来たら、どのように対応すればよろしいですか。 11
- Q7. リーフレット等の広報物は、何か国語に対応していますか。 12

6 申告納入期限の特例について

- Q1. 申告納入期限の特例の要件の中に直近12月間の宿泊税納入合計額が120万円以下であることとしておりますが、この金額の根拠は何ですか。 13
- Q2. 申告納入期限の特例はいつから適用できますか。 14
- Q3. 申告納入期限の特例が取消になることはありますか。 15

7 その他

- Q1. 入湯税とは別に徴収するということですか。 16
- Q2. 宿泊税の徴収は、消費税との二重課税ではないですか。 16
- Q3. 宿泊税は売上げに含まれますか。 16
- Q4. 売掛けの場合の宿泊税の申告・納入は、宿泊があった月の翌月と、入金された月の翌月のどちらですか。 17
- Q5. 宿泊税の課税を行ううえで、宿泊約款でどのように記載すべきか示してもらえませんか。 17
- Q6. 領収書に貼付する収入印紙は、宿泊税を含めた額に対して貼付することとなりますか。 17
- Q7. 施行日以降の宿泊代を既にいただいている宿泊者からも宿泊税を徴収する場合の振込手数料はどのようになりますか。 17
- Q8. 宿泊税特別徴収事務交付金について教えてください。 17
- Q9. 宿泊税特別徴収事務交付金に対して、消費税は課税されますか。 17
- Q10. 宿泊税導入後に特別徴収義務者の登録を行っていない宿泊業者への対応はどうなりますか。 18
- Q11. 領収書が不要と言われる宿泊者に領収書を渡す必要がありますか。 18

1 宿泊税について

Q1. 宿泊税とはどのような税金ですか。

A

宿泊税は、観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の地域社会の発展に寄与する持続的な観光振興を図る施策に要する費用に充てるため、熱海市が独自に課税する地方税（法定外目的税）です。

市内のホテルや旅館、民泊住宅等の宿泊施設に料金を支払って宿泊する場合に、その宿泊者に対して課税されます。

Q2. 宿泊税の税率はいくらですか。

A

宿泊者1人1泊につき200円が課税されます。

Q3. 税率が変更されることはありますか。

A

税率は市宿泊税条例において規定されております。

なお、本条例では、施行後5年を経過した場合において、社会経済情勢等の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとしています。

2 宿泊について

Q1. 宿泊の定義を教えてください。

A

宿泊とは、一般的には寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を伴い宿泊施設を利用する行為をいいますが、宿泊税においては、原則として以下の基準に基づいて課税対象となる宿泊かどうかを判断します。

① その利用行為が契約上宿泊として取り扱うもの

② ①以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの

※本来の許可、届出を得ていない施設であっても、旅館業法の許可が必要とされる宿泊の定義に該当する場合は、課税対象となります。

《旅館業法の許可が必要な宿泊とは、以下の4項目をすべて満たすものです。》

- ・ 宿泊料を徴収している（名称は問わない）
- ・ 社会性がある（不特定の者を宿泊させる場合、広告等により広く一般に募集を行っている場合など）
- ・ 反復継続性がある（宿泊募集を継続的に行っている場合など）
- ・ 生活の本拠ではない（使用期間が1か月未満の場合、使用期限が1か月以上であっても部屋の清掃や寝具類の提供等を施設提供者が行う場合など）

Q2. 課税対象とならない宿泊はありますか。

A

キャンセルした場合は課税対象となりません。また、無料で宿泊させる場合は課税対象となる宿泊料がないため、宿泊税は課税されません。

Q3. 宿泊日とはいつのことですか。

A

宿泊税における宿泊日とは、宿泊施設へチェックインした日として取り扱ってください。ただし、これによるのが困難な場合（チェックインが0時以降等）は、宿泊施設において作成する帳票等に記載された日をもって宿泊税における宿泊日として差し支えありません。

Q4. 事前に宿泊契約をしたうえで、午前0時を超えてからチェックインした場合（宿泊者の到着が遅れたことによりチェックインした日が予定日の翌日になった場合）は課税対象ですか。

A

その契約が宿泊契約として取り扱うものであれば、課税対象となります。ただし、到着がチェックイン予定日の翌朝になったことにより、宿泊施設が宿泊料金を徴収しない場合は課税対象となりません。

Q5. 客室を日帰りで利用する（いわゆるデイクース）の場合は課税対象ですか。

A

日をまたぐ利用ではないため課税対象となりません。ただし、日をまたぐ6時間以上の利用があった場合は、課税対象となります。

<p>Q6. 休憩その他これに類する利用に係る契約の場合は課税対象ですか。</p>
<p>A</p> <p>日をまたぐ6時間以上の利用（連続した延長利用を含む）があった場合は、実質的に宿泊であるとみなし、課税対象となります。</p> <p>なお、契約上「宿泊」と「休憩」の区別がない場合は、利用行為が「日をまたぐ6時間以上の利用」があるかどうかで宿泊の判断を行います。</p>
<p>Q7. ウィークリーマンション等の場合は課税対象ですか。</p>
<p>A</p> <p>ウィークリーマンションと称される短期賃貸借住宅については、賃貸借契約による利用で、旅館業法による宿泊にあたらぬ場合は課税対象となりません。旅館業法に該当する宿泊の場合は課税対象となります。宿泊料金は契約期間における宿泊料金を契約期間の宿泊数で除した額となります。</p>
<p>Q8. 自社向けの研修施設ですが、宿泊税は課税されるのですか。一般にも貸出をしているため、旅館業の許可を取っています。</p>
<p>A</p> <p>研修施設の場合、宿泊料金を徴収し、社会性があるなど、旅館業法に該当する施設であれば、宿泊税の対象となります。</p> <p>宿泊契約に基づく宿泊行為で、宿泊料金が課されている場合や、宿泊契約でない宿泊行為の場合でも、日をまたぐ6時間以上の利用で料金を課している場合は、課税対象となります。</p>
<p>Q9. 市外から宿泊される方々はビジネス客であっても観光施設を見ることはあるかもしれませんが、地元の人が宿泊する場合もあります。その点については、どのようにお考えですか。</p>
<p>A</p> <p>観光はすそ野が広く、観光振興施策は多岐に渡っていることから、それから受けるサービスは様々です。</p> <p>市内居住者であっても、観光施策の受益があり、また居住地によって除外することは税の公平性の観点から困難ですので、一定の負担をお願いしております。</p>
<p>Q10. 農村民泊を行っており、地域活性化のために旅館業法の許可を受けて、宿泊体験料ということで、宿泊者から宿泊料金を取っている場合でも、課税対象ですか。</p>
<p>A</p> <p>宿泊の対価がその料金に含まれている場合は、宿泊税の課税対象となります。</p>
<p>Q11. 保護犬の世話をする非営利団体ですが、犬連れの宿泊施設を併設しており、宿泊者には、保護経費の賛同金として説明し、低廉な宿泊料を支払ってもらっていますが、課税対象ですか。</p>
<p>A</p> <p>賛同金が宿泊の利用行為として負担としたものであり、宿泊事業者が宿泊料金とし、その対価を受けているということであれば、課税対象となります。</p>

<p>Q12. 会計システム上、1人で利用しても、領収書には一律2人と記載されるようになっていますが、どうしたらよいですか。</p>
<p>A</p> <p>帳簿等をつけていただくことになるので、そこにおいて実際の宿泊人数を管理していただくことになります。ただし、領収書における宿泊税額は、宿泊料金とは別に、その名称と税額を記入していただく必要があります。（宿泊税を明示しない場合は、消費税の課税対象となる場合があります。）</p>
<p>Q13. ハウスユース（自分の会社の社員（スタッフ）若しくは会社自らが業務上、客室を利用すること又はその客室のこと）の場合は課税対象ですか。</p>
<p>A</p> <p>宿泊契約に基づく宿泊行為で、宿泊料金が課されている場合は、課税対象となります。宿泊契約でない宿泊行為の場合でも、日をまたぐ6時間以上の利用で料金を課している場合は、課税対象となります。</p>
<p>Q14. 従業員が業務のために宿泊した場合（金銭の授受はなし）は課税対象ですか。</p>
<p>A</p> <p>宿泊施設が宿泊料金を無料としているため、宿泊税は課税されません。</p>
<p>Q15. グループ法人の従業員が業務のために宿泊した場合（金銭の授受はあり）は課税対象ですか。</p>
<p>A</p> <p>宿泊料金を徴収しているので、宿泊税は課税されます。</p>
<p>Q16. 公営施設の場合又は宿泊施設が宿泊料金を免除している場合は課税対象ですか。</p>
<p>A</p> <p>ユースホテル、国民宿舎、社会教育施設等であっても、その設置目的に関わらず、旅館業の許可等を必要とする施設であれば、対象となります。宿泊者は、行政サービスを一定程度享受していることに鑑み、全ての宿泊者に広く御負担をお願いしております。また、宿泊施設により、宿泊料金が免除されている場合は、課税されません。</p>
<p>Q17. 生活困窮者が利用する無料低額宿泊所の場合は課税対象ですか。</p>
<p>A</p> <p>無料低額宿泊所は、社会福祉法に基づく社会福祉事業であり、旅館業には該当しませんので、課税対象ではありません。</p>
<p>Q18. ホテル内のプール又はレストラン等の施設のみを利用する場合は課税対象ですか。</p>
<p>A</p> <p>宿泊税は宿泊施設の宿泊が課税対象となるため、ホテル内の施設のみを利用する場合は宿泊税の課税対象となりません。</p>
<p>Q19. 事務所として客室を利用する場合は課税対象ですか。</p>
<p>A</p> <p>宿泊施設において宿泊料金として取り扱っていない限りは、宿泊税の課税対象となりません。ただし、契約上「宿泊料金」として取り扱う場合は、宿泊税の課税対象となります。</p>

Q20. 団体宿泊に伴い会議室を客室として提供する場合は課税対象ですか。

A

会議室を客室として提供した場合、その利用が宿泊契約に基づくものであり、宿泊料金として取り扱う場合は、宿泊税の課税対象となります。なお、会議室を客室として使用する場合は、旅館業法において、会議室を客室とする変更手続きが必要となります。

Q21. 長期滞在（2～3か月）の場合も課税対象ですか。この場合、宅建業法に基づいて、短期賃貸借契約（30日以上の場合可能）とした場合はどうなりますか。

A

宿泊契約に基づく宿泊行為であれば、滞在の期間にかかわらず、宿泊税が課税されますが、賃貸借契約に基づく利用行為の場合は、旅館業法の許可を必要とする宿泊行為には該当しませんので、宿泊税は課税されません。

3 宿泊料金について

Q1. 補助金・助成金（第三者からの支払）があった場合における宿泊料金の取扱いを教えてください。

A

補助金・助成金等宿泊料金以外の名目で宿泊施設に対し第三者から支払いがある場合で、それが宿泊の対価としての性質を有し、かつ、直接に宿泊者の宿泊料金の全部又は一部として取り扱われる場合は、宿泊者の支払うべき金額と当該補助金等の金額を合算した金額を宿泊料金とします。この場合、宿泊者の支払うべき金額が0円であったとしても、宿泊料金は発生するので、宿泊税は課税となります。

補助金・助成金等が宿泊の対価として支払われるものでない場合は、宿泊料金に含みません。

Q2. 全国旅行支援等の補助金により宿泊料金の割引を行った場合の取扱いを教えてください。

A

全国旅行支援等、宿泊施設に対して割引相当額が補助金等により交付される場合、宿泊者の支払うべき金額と当該補助金等の金額を合算した金額を宿泊料金とします。

Q3. 親会社の株主優待により宿泊料金が割引となるものの、同額が親会社から宿泊料金として補填される場合の取扱いを教えてください。

A

第三者（親会社）から宿泊料の支払いがある場合で、宿泊料金の一部として取り扱われる場合は、宿泊者の支払うべき金額と第三者（親会社）から支払われた金額を合算した金額が宿泊料金となります。

Q4. 連泊割引における宿泊料金の取扱いを教えてください。

A

連続して宿泊することにより受ける連泊割引について、宿泊日ごとに割引率が明確な場合は、通常の宿泊料金に対して宿泊日ごとに割引計算を行ったものを宿泊料金とします。

Q5. 長期滞在の場合、例えば5泊したら1泊無料キャンペーンの場合の税額はどうなりますか。

A

宿泊施設の宿泊者に対する割引等により宿泊料金がかからない宿泊の場合は、宿泊税は課税されません。

例) 1泊の宿泊料金が5,000円で、5泊したら次の日の宿泊料金は無料の場合
(200円×5泊) + (0円×1泊) = 1,000円

Q6. 実際の宿泊を伴わない場合における宿泊料金の取扱いを教えてください。

A

いわゆるホールドルーム、キーブルーム等の宿泊行為を伴わない契約の場合は、課税対象となりません。ただし、実際に宿泊行為があった場合、又は日をまたぐ6時間以上の利用により宿泊行為があったとみなされる場合には課税対象となります。この場合において、宿泊者数は、宿泊施設で把握する人数とします。

例) 定員5名の部屋を3日間確保した。その際の宿泊は以下のとおりであった。

	宿泊者数	料金	宿泊税額
1日目	0人	50,000円(利用料金)	0円
2日目	5人	50,000円(宿泊料金)	1,000円(5人×200円)
3日目	3人	50,000円(宿泊料金)	600円(3人×200円)
宿泊税額 計			1,600円

※1日目については宿泊行為がなく、「利用料金」として取り扱っているため、宿泊税は課税されません。

Q7. 延長等があった場合における宿泊料金の取扱いを教えてください。

A

宿泊料金とは別に時間延長に係る料金を徴収している場合においては、当該延長料金を宿泊料金に含めません。ただし、宿泊施設がその延長に係る料金を契約上宿泊料金として取り扱う場合は、その料金を宿泊料金に含みます。

Q8. サブスクリプション方式の宿泊料金の取扱いを教えてください。

A

実際の宿泊行為がない場合は課税対象となりません。ただし、宿泊があった場合や日をまたぐ6時間以上の利用により宿泊行為があったとみなされる場合は宿泊税の課税対象となります。

1泊当たりの宿泊料金については、契約で定めている料金とします。

Q9. 複数人で予約し、宿泊税を事前に領収していましたが、実際の宿泊人数が減少した場合は宿泊税を返金してもよろしいですか。

A

実際に宿泊があった人数で宿泊税を徴収していただくこととなりますので、事前に徴収していた税額と差額がある場合は、差額分を返金してください。

Q10. 宿泊料としてではなく、施設使用料又は入館料として料金を徴収している場合は課税対象となりますか。

A

名称の如何に関わらず、宿泊の対価として料金を徴収している場合は課税対象となります。

Q11. 旅行クーポンを発券する際の宿泊税の取扱いを教えてください。

A

消費税や入湯税込みで旅行クーポンを発券するような場合には、宿泊税相当金額を含めてクーポン券を発行して差し支えありません。なお、税抜きでクーポンを発券し、消費税等を利用時に精算することとしている場合においては、宿泊税についても同様に利用時精算として差し支えありません。

Q12. 旅行会社の添乗員の宿泊料金が規約により無料となる場合は課税されますか。

A

宿泊施設が旅行会社の添乗員の宿泊料金を無料としている場合は、課税されません。

Q13. ペットの宿泊の場合の取扱いを教えてください。

A

基本的な考えとして宿泊者ではないので、宿泊税の課税対象になりません。

4 課税免除について

Q1. 修学旅行等で課税免除となるのは、どのような人ですか。

A

課税免除の対象者は、下記の施設に通う児童、生徒又は学生並びに引率者です。
宿泊税を免除するためには、学校長や園長から、「学校行事等であることの証明書」の提出を受ける必要があります。

対象施設	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校 ※いわゆる専門学校（専修学校、各種学校等）や海外の学校は対象となりません。
------	---

【引率者とは】

児童、生徒又は学生の引率を行う学校の関係者、万が一に備え帯同する看護師や、心身の障害等により介助を必要とする児童、生徒又は学生の介助をする看護師や保護者等を行います。

旅行業者の添乗員やカメラマンなどは対象となりません。

【学校行事等であることの証明書とは】

宿泊日、課税免除となる宿泊人数等を記載したものです。証明書の様式は、熱海市のホームページに掲載しておりますので、事前にダウンロードしていただき、必要事項を入力又は手書きで記載し、紙で印刷のうえ宿泊施設に提出してください。

Q2. 修学旅行の事前準備（下見）は、課税免除となりますか。

A

宿泊税は、宿泊施設における宿泊行為に対して課することとしておりますが、学校が教育上の見地から行う修学旅行その他の行事に参加している者等については、例外的な取扱いとして宿泊税を課さないこととしております。なお、「修学旅行その他の行事」とは、文部科学省が定めた学習指導要領等に基づき実施する学校行事と整理しており、併せて、対象者についても、学校行事に参加する児童、生徒又は学生を基本としつつ、学校行事当日の円滑な運営のため必要不可欠な引率を行う学校関係者など最低限の方を課税免除としているところです。

上記のように、課税免除は非常に限定的に取り扱う必要があるとの観点から修学旅行の事前準備（下見）については、児童、生徒又は学生が参加しないこと、学習指導要領等に基づき実施する学校行事ではないことを踏まえると、課税免除の対象とはなりえないものと判断します。

Q3. その他の学校行事とはどのようなものですか。

A

学習合宿、林間学校、社会科見学、部活動等が考えられます。学校長や園長から、「学校行事等であることの証明書」の提出を受ける必要があります。

Q4. 12歳未満の者の確認方法を教えてください。

A

健康保険証やマイナンバーカードなど官公庁から発行・発給した本人及び年齢が確認できるものの提示により確認してください。

なお、12歳未満の者とは、小学生以下となります。

Q5. 大学のゼミ合宿の利用による宿泊は、課税免除となりますか。

A

基本的に大学の活動による宿泊行為は、課税の対象となります。ただし、公益上市長が特に必要と認めた場合には、課税免除となります。

5 徴収方法について

Q1. 宿泊税の徴収方法を教えてください。

A

特別徴収の方法については、具体的には規定しておりません。徴収しやすい方法を選択してください。

①現金払い…精算時に宿泊料金と宿泊税を支払います。

②事前決済…予約時に宿泊料金と宿泊税を支払います。

※仮に旅行サイトを使い宿泊税込みで決済していて、キャンセルになった場合は、宿泊施設又は旅行予約サイトの運営会社が当該宿泊税分を返還します。

③宿泊料は事前決済、宿泊税は現金払い…予約時に宿泊料金を支払い、現地で宿泊税を支払います。

Q2. ネット予約、無人化施設等での徴収方法を教えてください。

A

特別徴収の方法については、具体的には規定しておりません。「事前決済の際に宿泊料金と併せて徴収する」「現地で徴収する」など宿泊税を徴収しやすい方法により徴収いただくことになります。

なお、無人化施設等での徴収についても徴収しやすい方法を選択していただくこととなりますが、他都市の事例では、ホームページ上に宿泊税について明記し、予約時に事前決済で徴収していることが多いようです。

Q3. キャッシュレス手数料は宿泊事業者が負担しなければいけませんか。

A

宿泊者が宿泊税をクレジットカード等で支払った場合における手数料については、宿泊事業者とクレジットカード会社等の契約によるものになりますので、宿泊事業者で負担していただくこととなります。

Q4. 宿泊者が宿泊税を支払わない場合はどのように対処すればよろしいですか。

A

仮に納税されなかった場合は、法令上、特別徴収義務者である宿泊事業者が本市へ納入したうえで、納税拒否した宿泊者に求償することとなります。（地方税法第733条の15第3項）

このような宿泊税の納税拒否がないように、予約時の事前周知や宿泊施設フロントでのポスター掲示など、宿泊者への周知に御協力をお願いします。

Q5. 旅行業者は宿泊時の特別徴収義務者となっておりますが、お客様から宿泊税相当分の金額を預かることに問題はありますか。

A

旅行業者の方が旅行商品の販売時に宿泊税相当分をお預かりいただき、ホテルや旅館等にお支払いいただくこともできます。宿泊税を旅行商品の販売時に預かり金としてお取り扱いいただくか、あるいはホテルや旅館等に宿泊する際に支払っていただくかについては、旅行業者の方とホテル、旅館等との間で取り決めていただくこととなります。

Q6. 宿泊税のことを知らない外国人等が来たら、どのように対応すればよろしいですか。

A

宿泊税のポスター、チラシ等の広報物を活用して御説明をお願いいたします。

Q7. リーフレット等の広報物は、何か国語に対応していますか。

A

英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、イタリア語、ベトナム語、アラビア語、ネパール語の11言語について作成する予定です。

6 申告納入期限の特例について

Q1. 申告納入期限の特例の要件の中に直近12月間の宿泊税納入合計額が120万円以下であることとしておりますが、この金額の根拠は何ですか。

A

特別徴収義務者は、原則各月の初日から末日までの宿泊税について、翌月の末日までに申告納入をしていただくこととなりますが、申告納入手続きの負担を軽減するため一定の要件を満たせば、申請いただくことで3か月ごとに年4回の申告納入に切り替えることができます。

その際にいくつかの要件を満たす必要があり、その要件の一つに申請していただく月の前12か月における宿泊税の納入すべき金額の宿泊施設ごとの合計額が120万円以下であることとしております。

これは、宿泊税のある程度の納入の確保を前提とするため、比較的規模の小さい宿泊施設を特例要件の対象とする必要があり、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）」の定義によると宿泊業については、従業員数が「20人以下」の場合を小規模事業者と定めており、熱海市の統計において、熱海市の宿泊施設の全体の76%が小規模事業者に該当することになり、それらの施設が1年間に納入する宿泊施設を試算すると120万円以下となるため、当該金額を要件としております。

【参考】特例の承認を受けた場合の申告納入期限

宿泊のあった月	申告納入期限	宿泊のあった月	申告納入期限
3月分	6月末日	9月分	12月末日
4月分			
5月分			
6月分	9月末日	12月分	3月末日
7月分			
8月分			

Q2. 申告納入期限の特例はいつから適用できますか。

A

申告納入の特例における要件の一つとして、「宿泊税納入期限等特例承認申請書」を提出する月の前12か月前の初日までに、宿泊施設の経営を開始し、宿泊税特別徴収義務者経営申告書を提出している必要があります。

ただし、経過措置として宿泊税の導入開始日の令和7年4月1日から前に経営を開始しており、かつ、経営開始から1年を経過している宿泊施設においては、特別徴収義務者となる令和7年4月1日から1年を経過していなくても、その他別に定める要件を満たしていれば、申告納入の特例の対象となります。なお、宿泊税の導入開始後最低3か月間は納入実績の確保を図る観点から毎月の申告納入を行っていただく必要があり、令和7年7月1日から令和8年3月31日までの間で「宿泊税納入期限等特例承認申請書」を提出すること、提出した日の属する月の前3か月間において、宿泊税の納入合計額が30万円以下であること等が要件となります。

例1) 導入開始（令和7年4月1日）前に経営を開始し、導入開始時点で1年を経過している場合

令和7年4月分から6月分までは毎月申告納入（令和7年4月分から6月分の納入合計額が30万円以下なら特例申請可能）

→ 令和7年7月に特例申告納入の申請をして令和7年7月分から適用開始

→ 令和7年7月分から8月分までを9月末日までにまとめて申告納入

例2) 導入開始（令和7年4月1日）前に経営を開始し、導入開始時点では1年を経過していない場合（令和7年9月に1年経過）

令和7年4月分から9月分までは毎月申告納入（令和7年7月分から9月分の納入合計額が30万円以下なら特例申請可能）

→ 令和7年10月に特例申告納入の申請をして令和7年10月分から適用開始

→ 令和7年10月分から11月分までを12月末日までにまとめて申告納入

例3) 導入開始（令和7年4月1日）時点で経営を開始しておらず、令和7年7月に特別徴収義務者となる場合

令和7年7月分から令和8年6月分までは毎月申告納入（令和7年7月分から令和8年6月分の納入合計額が120万円以下なら特例申請可能）

→ 令和8年7月に特例申告納入の申請をして令和8年7月分から適用開始

→ 令和8年7月分から8月分までを9月末日までにまとめて申告納入

【参考】申告期限の特例の要件等

- (1)申請書を提出した日の属する月（以下「申請月」という。）の前12月間（以下「要件適用期間」という。）における宿泊税の納入すべき金額の宿泊施設ごとの合計額が120万円以下であること。
- (2)過去に本特例の取消しを受けた者にあつては、当該取消しの日から1年を経過していること。
- (3)要件適用期間において、宿泊税に係る過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額の決定を受けていないことその他宿泊税の申告が適正に行われていると認められること。
- (4)要件適用期間において、市税に係る徴収金を滞納していないこと。
- (5)申請月の12月前の月の初日までに、宿泊施設の経営を開始し、かつ、宿泊税特別徴収義務者経営申告書を提出していること。
- (6)特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。

Q3. 申告納入期限の特例が取消になることはありますか。

A

申告納入期限までに申告納入がないなど、年度の途中で特例適用の要件を満たさなくなったと認められる場合は、当該年度末に特例の適用を取り消します。その場合、3月末日までに「宿泊税納入期限等特例承認取消通知書」により通知します。

なお、特例適用の要件の中に直近12月間の宿泊税納入合計額が120万円以下であることとしておりますが、例え直近12月間の宿泊税納入合計額が120万円を上回った場合でも、それ以外の適用要件を満たしている場合には、特例は取り消されません。

<p>Q4. 売掛けの場合の宿泊税の申告・納入は、宿泊があった月の翌月と、入金された月の翌月のどちらですか。</p>
<p>A 宿泊があった月の翌月に申告・納入してください。</p>
<p>Q5. 宿泊税の課税を行ううえで、宿泊約款でどのように記載すべきか示してもらえませんか。</p>
<p>A 記載例は以下のとおりです。</p> <p>宿泊税は宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、宿泊者に課するものです。宿泊税の対象となる宿泊については、下記の①、②で判断します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるもの ② ①以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの
<p>Q6. 領収書に貼付する収入印紙は、宿泊税を含めた額に対して貼付することとなりますか。</p>
<p>A 領収書に宿泊税の金額が明記されている場合は、宿泊税を除いた額に対して収入印紙を貼付していただくこととなりますが、宿泊税に相当する金額を明確に区分していない場合は、宿泊税を含んだ額に対して収入印紙を貼付していただくこととなりますので、御注意ください。</p> <p>なお、印紙税に関する詳細は、税務署にお問合せください。</p>
<p>Q7. 施行日以降の宿泊代を既にいただいている宿泊者からも宿泊税を徴収する場合の振込手数料はどのようになりますか。</p>
<p>A 振込手数料が必要な場合は、通常、納税義務者である宿泊者に御負担いただくこととなります。宿泊料を支払い済みの宿泊者については、宿泊時に現地で徴収するなどの方法で対応していただきますようお願いいたします。</p>
<p>Q8. 宿泊税特別徴収事務交付金について教えてください。</p>
<p>A 宿泊税の特別徴収義務者に対し、宿泊税の特別徴収に係る経費の一部を支援するため、宿泊税特別徴収事務交付金の交付を予定しております。原則として納期限までに申告納入された宿泊税額の2.5%を交付します。（導入から5年間は、特例措置として宿泊税額の3%を交付します。）</p> <p>初回の交付は、令和7年5月申告（4月宿泊）分から令和8年3月申告（2月宿泊）分の11か月を算定期間とし、令和8年度の支出を予定しております。交付金の交付の対象となる方に対し、令和8年4月下旬頃「熱海市宿泊税特別徴収事務交付金交付申請書(実績報告書)兼請求書を送付いたしますので振込口座等を御記入のうえ提出してください。</p>
<p>Q9. 宿泊税特別徴収事務交付金に対して、消費税は課税されますか。</p>
<p>A 特別徴収義務者に交付する宿泊税特別徴収事務交付金については、対価を得て行う資産の譲渡等にあたらないため「不課税取引」となり、消費税の課税対象とはなりません。</p>

Q10. 宿泊税導入後に特別徴収義務者の登録を行っていない宿泊業者への対応はどうなりますか。

A

市内で宿泊施設を営業している方は登録を行っていない場合でも宿泊税の特別徴収義務者となります。市で現地調査を実施し、営業を行っている事実が判明した場合は、特別徴収義務者として仮登録を行うとともに、特別徴収義務者の登録及び申告納入を行うよう指導いたします。

また、調査により、申告すべき宿泊税額が適正に申告されていない事実が判明した場合には、正しい税額を納入していただくため、市で税額の決定を行い、納入していただきます。なお、不申告加算金等の加算金も課されます。

Q11. 領収書が不要と言われる宿泊者に領収書を渡す必要がありますか。

A

領収書が不要と言われる宿泊者には領収書をお渡しする必要はありません。

領収書をお渡しする場合は、手引き記載のとおり、宿泊税の名称とその額を表示するようにお願いします。